



平成29年度新十津川体育協会連携事業

今年は5月スタート!!

ウォーキング頑張るキャンペーン



平成29年度もウォーキングを頑張る皆さんを応援します。

今年度は健康づくりの町宣言50周年記念のプレ事業として、キャンペーン期間を1カ月延長します。

歩数記録表に記入して、ゆめりあに提出された方に、記念品をプレゼントします。

皆さんの参加をお待ちしています。

キャンペーン期間 5月1日(月)～10月31日(火)

対象者 18歳以上の町民の方

記録表配布期間 4月24日(月)～9月29日(金)

記録表配布場所 ゆめりあ・スポーツセンター

記録表提出期限 10月31日(火)

※記念品引換券をお渡しします。

記録表提出場所 ゆめりあ

記念品 AかBの記念品どちらかをプレゼントします。(1人につき1回です)

A 新十津川産新米 2合×2袋



NEW!!

B 十津川産そうめん 5束入1袋



引換期間 11月1日(火)～11月20日(月)

★歩数計の無料貸し出しも行っていきます。

貸出期間 平成29年4月24日(月)～平成30年3月30日(金)

貸出場所 ゆめりあ

ふるさと公園サンウッドパークゴルフ場(4月29日出オープン予定)



不妊治療費の助成を行っています

不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減を目的に、不妊治療費助成を実施しています。詳しい内容については、ゆめりあにご相談ください。

	一般不妊治療	特定不妊治療
対象となる治療	次の治療で、医師が不妊治療と認めたもの (医療機関が発行する証明書を提出していただきます) ○保険適用の不妊治療・検査 (タイミング法、ホルモン療法、その他の検査および治療) ○人工授精 ※証明書の取得に必要な文書料も助成の対象となります。	①北海道の特定不妊治療費助成の決定を受けた特定不妊治療(体外受精・顕微授精) ②男性不妊治療(精子採取に関する手術療法) ※①の一環として行う治療のみ対象です
助成額	1月～12月の1年間の自己負担額の合計(上限20万円)	北海道からの助成額を除いた1回の自己負担額(上限10万円)
助成回数 の 限度	43歳に達するまで6回 (1回=1～12月の1カ年)	・治療開始日の妻の年齢が40歳未満 →43歳に達するまで6回 ・治療開始日の妻の年齢が40歳以上43歳未満 →43歳に達するまで3回
申請期限	平成30年3月30日(金)	
助成対象者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・治療開始日に婚姻している夫婦であること ・新十津川町に1年以上居住していること ・前年の夫婦の所得の合計額が730万円未満であること ・医療保険に加入していること ・町税や公共の使用料を滞納していないこと ・治療開始日の妻の年齢が43歳未満であること 	

特定不妊治療費の助成を受けるには、北海道の助成決定を受けていることが必要です。

【北海道特定不妊治療費助成事業】

対象となる治療	体外受精および顕微授精ならびにそれらの一環として行う男性不妊治療
助成額	<ul style="list-style-type: none"> ・採卵を伴う治療 1回につき15万円(初回30万円)を上限 ・過去に凍結した胚を用いる治療 1回につき7万5000円を上限 ・男性不妊治療 1回につき15万円を上限
助成対象者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦のいずれか一方が道内に住所を有すること ・法律上の婚姻をしていること ・知事が指定した医療機関で治療したこと ・夫婦の前年の所得(合計額)が730万円未満であること

※手続きなど詳しい内容については、滝川保健所(☎24-6201)へお問合せください。

■問合せ：保健福祉課健康推進グループ ☎72-2000

■問合せ：保健福祉課健康推進グループ ☎72-2000